

内閣府、総務省、法務省、  
○財務省、厚生労働省、農林水産省、令第 号  
経済産業省、国土交通省

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）の施行に伴い、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 金子 恭之

法務大臣 古川 禎久

財務大臣 鈴木 俊一

厚生労働大臣 後藤 茂之

農林水産大臣 金子原二郎

経済産業大臣 萩生田光一

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇十 略」</p> <p>十一 特定受任行為の代理等 法別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項に規定する特定受任行為の代理等をいう。</p> <p>(簡素な顧客管理を行うことが許容される取引)</p> <p>第四条 令第七条第一項に規定する簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引とする。</p> <p>「一〇五 略」</p> <p>六 令第七条第一項第一号カに掲げる取引のうち、次に掲げるもの</p> <p>「イ・ロ 略」</p> <p>ハ 法第二条第二項第四十号に規定する利用者たる顧客が同号に規定するクレジットカード等を利用することなく特定の販売業者又は役務の提供の事業を営む者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務の提供の事業を営む者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を交付し、当該利用者から当該金額</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>「一〇十 同上」</p> <p>十一 特定受任行為の代理等 法別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項に規定する特定受任行為の代理等をいう。</p> <p>(簡素な顧客管理を行うことが許容される取引)</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>「一〇五 同上」</p> <p>六 「同上」</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>ハ 法第二条第二項第三十九号に規定する利用者たる顧客が同号に規定するクレジットカード等を利用することなく特定の販売業者又は役務の提供の事業を営む者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務の提供の事業を営む者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を交付し、当該利用者から当該金額</p>

を受領する取引に係るもの

七 令第七条第一項第一号ツに掲げる取引のうち、次に掲げるもの

〔イ〕ホ 略

ヘ 現金の受払いをする取引で為替取引を伴うもののうち、商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払のために行われるものであつて、当該支払を受ける者により、当該支払を行う顧客等又はその代表者等の、法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十一号に掲げる特定事業者（以下「特定金融機関」という。）の例に準じた取引時確認並びに確認記録の作成及び保存に相当する措置が行われているもの（当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。）

〔八〕十一 略

十二 令第七条第一項第七号に定める取引のうち、次に掲げるもの

イ 電話を受けて行う業務に係るものであつて、電話による連絡を受ける際には法第二条第二項第四十四号に掲げる特定事業者のうち顧客宛ての電話を受けてその内容を当該顧客に連絡する役務を提供する業務を行う者であることが容易に判別できる商号その他の文言を明示する旨をその内容に含む契約の締結（当該内容が当該契約に係る契約書に記載されている場合に限る。）

ロ 略

十三 略

〔2・3 略〕

額を受領する取引に係るもの

七 〔同上〕

〔イ〕ホ 同上

ヘ 現金の受払いをする取引で為替取引を伴うもののうち、商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払のために行われるものであつて、当該支払を受ける者により、当該支払を行う顧客等又はその代表者等の、法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十号に掲げる特定事業者（以下「特定金融機関」という。）の例に準じた取引時確認並びに確認記録の作成及び保存に相当する措置が行われているもの（当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。）

〔八〕十一 同上

十二 〔同上〕

イ 電話を受けて行う業務に係るものであつて、電話による連絡を受ける際には法第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者のうち顧客宛ての電話を受けてその内容を当該顧客に連絡する役務を提供する業務を行う者であることが容易に判別できる商号その他の文言を明示する旨をその内容に含む契約の締結（当該内容が当該契約に係る契約書に記載されている場合に限る。）

ロ 〔同上〕

十三 〔同上〕

〔2・3 同上〕

(顧客等の本人特定事項の確認方法)

第六条 法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人である顧客等(次号に掲げる者を除く。) 次に掲げる方法のいずれか

〔イ〕リ 略

又 次の(1)若しくは(2)に掲げる取引又は当該顧客等との間で(2)に掲げる取引と同時に若しくは連続して行われる令第七条第一項第一号ム若しくはニに掲げる取引を行う際に当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類の写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記載されている当該顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

〔1〕・〔2〕 略

〔ル〕カ 略

〔二〕三 略

〔2〕4 略

(法第四条第一項に規定する取引に際して行う確認の方法の特例)  
第十三条 第六条、第九条、第十条、第十一条第一項及び前条の規定にかかわらず、特定事業者は、次の各号に掲げる方法のいずれかに

(顧客等の本人特定事項の確認方法)

第六条 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ〕リ 同上

又 次の(1)若しくは(2)に掲げる取引又は当該顧客等との間で(2)に掲げる取引と同時に若しくは連続して行われる令第七条第一項ム若しくはニに掲げる取引を行う際に当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類の写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記載されている当該顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

〔1〕・〔2〕 同上

〔ル〕カ 同上

〔二〕三 同上

〔2〕4 同上

(法第四条第一項に規定する取引に際して行う確認の方法の特例)  
第十三条 〔同上〕

より法第四条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定による確認を行うことができる。ただし、取引の相手方が当該各号に規定する取引時確認若しくは相当する確認に係る顧客等若しくは代表者等になりすましている疑いがある取引、当該取引時確認若しくは相当する確認が行われた際に当該取引時確認若しくは相当する確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等若しくは代表者等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等又は代表者等を含む。）との間における取引、疑わしい取引又は同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引を行う場合は、この限りでない。

一 「略」

二 令第七条第一項第一号ハからヨまで、ソ及びナに掲げる取引並びに同項第二号及び第三号に定める取引のうち、法第二条第二項第四十号に規定するクレジットカード等を使用する方法により決済されるものにあつては、当該クレジットカード等を交付し、又は付与した他の特定事業者が当該クレジットカード等に係る令第七条第一項第三号に定める取引を行う際に当該顧客等又はその代表者等について取引時確認（前号に掲げる方法によるものを除く。）を行い、かつ、当該取引時確認に係る確認記録を保存していることを確認する方法（この方法を用いようとする特定事業者と当該他の特定事業者が、あらかじめ、この方法を用いることについて合意をしている場合に限る。）

一 「同上」

二 令第七条第一項第一号ハからヨまで、ソ及びナに掲げる取引並びに同項第二号及び第三号に定める取引のうち、法第二条第二項第三十九号に規定するクレジットカード等を使用する方法により決済されるものにあつては、当該クレジットカード等を交付し、又は付与した他の特定事業者が当該クレジットカード等に係る令第七条第一項第三号に定める取引を行う際に当該顧客等又はその代表者等について取引時確認（前号に掲げる方法によるものを除く。）を行い、かつ、当該取引時確認に係る確認記録を保存していることを確認する方法（この方法を用いようとする特定事業者と当該他の特定事業者が、あらかじめ、この方法を用いることについて合意をしている場合に限る。）

三 「略」

2 前条第五項の規定は、前項各号に掲げる方法により代表者等の本人特定事項の確認を行う場合に準用する。

(取引記録等の作成・保存義務の対象から除外される取引等)

第二十二条 令第十五条第一項第四号に規定する主務省令で定める取引は、次の各号に掲げるものとする。

「一」三 略

四 その代金の額が二百万円を超える法第二条第二項第四十三号に規定する貴金属等の売買のうち、当該代金の支払の方法が現金以外のもの

五 法第二条第二項第四十四号に規定する業務で現金を内容とする郵便物の受取及び引渡しに係るもの以外のものに係る取引

2 「略」

(法第八条第二項に規定する主務省令で定める方法)

第二十七条 「略」

2 法第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者に対する前項第三号の規定の適用については、同号中「法第十一条第三号の規定により選任した者又はこれに相当する者」とあるのは、「特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第百三条第一項第二号の規定により選任した統括管理する者」とする。

三 「同上」

2 前条第四項の規定は、前項各号に掲げる方法により代表者等の本人特定事項の確認を行う場合に準用する。

(取引記録等の作成・保存義務の対象から除外される取引等)

第二十二条 「同上」

「一」三 同上

四 その代金の額が二百万円を超える法第二条第二項第四十二号に規定する貴金属等の売買のうち、当該代金の支払の方法が現金以外のもの

五 法第二条第二項第四十三号に規定する業務で現金を内容とする郵便物の受取及び引渡しに係るもの以外のものに係る取引

2 「同上」

(法第八条第二項に規定する主務省令で定める方法)

第二十七条 「同上」

2 法第二条第二項第四十号に掲げる特定事業者に対する前項第三号の規定の適用については、同号中「法第十一条第三号の規定により選任した者又はこれに相当する者」とあるのは、「特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第百三条第一項第二号の規定により選任した統括管理する者」とする。

(取引時確認等を的確に行うための措置)

第三十二条 「略」

2 法第二条第二項第一号から第四十号までに掲げる特定事業者(国内に本店又は主たる営業所若しくは事務所を有するものに限る。次項において同じ。)が外国において法第四条第一項に規定する特定業務に相当する業務を営む外国会社の議決権の総数の二分の一を超える議決権を直接若しくは間接に有し、又は外国において営業所(以下この項において「外国所在営業所」という。)を有する場合であつて、法、令及びこの命令に相当する当該外国の法令に規定する取引時確認等の措置に相当する措置が取引時確認等の措置より緩やかなときにあつては、法第十一条第四号に規定する主務省令で定める措置は、前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる措置とする。

「一・二 略」

「3・4 略」

(外国通貨によりなされる取引の換算基準)

第三十五条 法、令及びこの命令を適用する場合における本邦通貨と外国通貨との間又は異種の外国通貨相互間の換算は、次の各号に掲げる区分及び方法による場合を除き、当該規定においてその額について当該換算をすべき取引又は特定受任行為の代理等が行われる日における外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相

(取引時確認等を的確に行うための措置)

第三十二条 「同上」

2 法第二条第二項第一号から第三十九号までに掲げる特定事業者(国内に本店又は主たる営業所若しくは事務所を有するものに限る。次項において同じ。)が外国において法第四条第一項に規定する特定業務に相当する業務を営む外国会社の議決権の総数の二分の一を超える議決権を直接若しくは間接に有し、又は外国において営業所(以下この項において「外国所在営業所」という。)を有する場合であつて、法、令及びこの命令に相当する当該外国の法令に規定する取引時確認等の措置に相当する措置が取引時確認等の措置より緩やかなときにあつては、法第十一条第四号に規定する主務省令で定める措置は、前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる措置とする。

「一・二 同上」

「3・4 同上」

(外国通貨によりなされる取引の換算基準)

第三十五条 「同上」



<p>場を用いて行うものとする。</p> <p>一 法別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項に規定する政令で定める業務及び同表第二条第二項第四十一号に掲げる者の項に規定するカジノ業務に係る取引のうち、本邦通貨と外国通貨との売買を伴うもの 当該本邦通貨と外国通貨との売買において適用される実勢外国為替相場を用いて換算する方法</p> <p>二 「略」</p>	<p>一 法別表第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者の項に規定する政令で定める業務及び同表第二条第二項第四十号に掲げる者の項に規定するカジノ業務に係る取引のうち、本邦通貨と外国通貨との売買を伴うもの 当該本邦通貨と外国通貨との売買において適用される実勢外国為替相場を用いて換算する方法</p> <p>二 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

この命令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。